

現 場 説 明 書

I 工事概要	
1 工事名称	名古屋競馬場厩舎整備工事（A5ブロック）
2 工事場所	弥富市駒野町地内
3 工事概要	工事の内容等については、設計図書による。 (注) 設計図書における不整合又は工事区分の不明確な場合は、 「工事打合簿」により確認するか監督職員の指示に基づくこと。
4 工 期	契約日の翌日 ～ 令和10年3月31日
II 特記事項	
1 工程関係	1) 施設運営等との調整 発注者と協議・調整した上で施工すること。 2) 施工時間 施 工 時 間：午前9時から午後5時まで 上記時間外に行う必要のある作業等については、監督職員の承認の上、行えるものとする。 また、工事場所付近は、競馬場として使用している。 原則として、工事は競馬開催日には行わないこと。 (競馬開催に影響がない出入りや軽作業等を行おうとする場合は、監督職員と協議すること。) 3) 資材等の運搬車両の出入りについて 工事場所付近では競走馬の運搬が行われており、名古屋競馬開催日の他場からの名古屋競馬場への運搬に限らず、他場開催、入退厩による運搬も行なわれているため、施設管理者と連絡を取り、競走馬運搬時間と資材等の運搬時間が重ならぬように注意すること。 万が一時間が重なってしまった場合、競走馬の運搬を最優先すること。
2 工事関係	1) 工事区域以外への立ち入りは禁止する。 2) 工事区域及び工事車両通路等は、日々点検し、周囲の清掃に努めること。 3) 公道の使用は、十分に注意を払い、公道上の駐停車は厳禁とする。万が一、近隣より苦情があった場合、速やかに改善策を講じること。 4) 公道、工事区域外において、工事車両による泥等の付着がないように工夫し、万が一、付着させた場合は放置せず、速やかに除去すること。 5) 工事の施工における車両の使用に際しては、その適正な積載を励行・遵守するとともに、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に規定する団体等の活用を図ることとする。 6) 工事場所への出入りは、競馬場関係者等の他者と動線及び出入口が重複する可能性があるため、必要に応じて調整を行うこと。 また、工事現場への乗入口について、新設する場合において必要な費用負担は請負者が行うものとする。 7) 敷地内における工事車両の運転は、常に徐行すること。 8) 工事中の災害防止には十分注意すること。また、建築物及び工作物に被害を及ぼした場合は請負者の負担にて復旧、補償をすること。 9) 施工上の軽微な変更についての工事費は、請負者の負担とする。 10) 工事に必要な諸手続きは請負者が行うこととする。

3 公害対策関係	1) 敷地内で工事車両の過剰な加速を控え、低速運転を行い砂埃をたてない、周囲への配慮等を行う。 2) 工事施工にあたっては、低騒音型機材の使用等、騒音・振動の低下に努めるとともにほこり・ちり等が飛散しないよう十分に配慮すること。 3) 請負者は、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、「自動車NO_x・PM法」の対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。
4 その他	1) 現場説明会を行わない。 2) 建設業退職金共済制度について、共済契約者でない下請事業者に対して共済契約を締結するよう指導することとする。 3) 本工事は、公共建築工事費積算基準（愛知県建設局）により積算している。公共建築工事費積算基準（愛知県建設局）は、愛知県建設局土木部建設企画課ホームページにて公開している。 なお、改定等があるため、最新版を確認のこと。 ※ 愛知県建設局土木部建設企画課ホームページ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/ 4) 主任技術者・監理技術者の設置その他の主任技術者・監理技術者に関する制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」によるものとする。 5) 本工事の主任技術者を他の工事の主任技術者と兼務させる場合は、「主任技術者の兼務届」を提出すること。 6) 施工に起因して構造等に変更が生じ、建築基準法に基づく変更計画通知が必要となる場合は、設計図面・構造計算及び手続きに要する全ての費用は、請負者において負担すること。